平成２９年（フ）第３１３号
京都市南区唐橋川久保町38番地１　ミドレスト唐橋　804号室
破産者　藤原　敏次
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５１９号
京都市伏見区北寝小屋町31番地　エイテルフラッツ　３－Ａ
破産者　石田　靖之
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７６５号
京都市中京区西ノ京北壺井町102番地　アーバンハイム　201号、前住所京都市右京区西院乾町49番地13　レオパレス西院107
破産者　鈴木　法子
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４３号
京都市南区久世中久世町３丁目99番地１、前住所京都市南区久世川原町128番地２
破産者　田宮　俊輔
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２１７号
京都市北区紫竹西野山東町43番地１　紫雲荘11号
破産者　宇野　和俊
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８０号
京都府向日市物集女町北ノ口15番地の１
破産者　長谷川伸之
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８１号
京都府向日市物集女町北ノ口15番地の１
破産者　長谷川伸八
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３７７号
京都市西京区川島調子町33番地１　ラガール調子　205
破産者　Ｂｅｓｔ　Ｅｍｏｔｉｏｎ　Ｊａｐａｎこと松本岳也こと　金　　岳也
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２１９号
高知市薊野西町３丁目36番16号　コーポ清風Ⅱ－301
破産者　北添　博之
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５７４号
仙台市若林区荒井字広瀬東29番地　荒井東市営住宅２棟510
破産者　高橋　健太
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２７号
群馬県甘楽郡南牧村大字小沢1204番地３
破産者　近藤　利光
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２４８号
群馬県高崎市新町859番地１　県住Ｇ棟81号
破産者　木田絢弥音（旧名木田裕貴子）
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第８号
群馬県高崎市吉井町池1481番地２
破産者　新井　町子
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第９号
群馬県藤岡市立石575番地５
破産者　柳澤　英夫
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第４３５号
埼玉県入間市大字小谷田96番地９
破産者　鈴木　由美
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５４５号
埼玉県所沢市大字上山口1796番地の２　レオパレスエスペランサＤ－105
破産者　加藤　京子
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６０７号
埼玉県川越市南大塚５丁目26番地16　（フラワーハイツ203号室）
破産者　高橋　増美
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３０２５号
横浜市港南区下永谷４丁目１番２－401号
破産者　富田　　浩
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部